

平成 24 年(2012 年)12 月 10 日

社会保障審議会

生活困窮者の生活支援の在り方に関する特別部会

部会長 宮本 太郎 様

## 生活困窮者支援のための社会的企業の育成・支援について(意見)

委員 上田 文雄(札幌市長)

経済的困窮や社会的孤立の状態にある生活困窮者には、社会的に不利な立場に置かれているために就労が困難な方が多い。このような方のうち、一般就労が可能な方に対しては、就労に向けての段階的な訓練としての中間的就労や地方自治体とハローワークが一体となった就労支援が必要であり、特別部会においても「福祉から就労」支援事業の抜本強化などの具体的な論点が示されている。

一方、就労による自立が困難な方に対しては、社会的企業における福祉的又は社会参加的な社会的就労により、社会参加を促すとともに、尊厳を持って生活していくことができるよう、支援する必要がある。

生活困窮者の多くは、複合的な課題を抱えており、行政だけでは支援に対応しきれないため、社会的企業の担い手として社会福祉法人やNPOなどの民間支援団体に期待するが、社会的企業の多くは、一般企業に比べ、経営面で厳しい状況に置かれている。

「生活支援戦略」における中間的就労などの多様な就労機会の確保の実現のためには、社会的企業の育成・支援が必要不可欠である。そこで、報告書の作成に当たっては、支援の担い手となる民間団体が意欲的に活動できるよう、例えば、総合相談窓口による支援を受けている方を一定割合以上受け入れている社会的企業への公的事業の優先発注、税制面での優遇措置、社会的企業が見通しを立てて活動しやすくするための複数年契約、社会的企業の人材育成のためのプログラムの策定・実施など、社会的企業の育成・支援について、ご配慮いただきたい。